# 令和4年度における 健全化判断比率・資金不足比率等を公表します。

平成 21 年 4 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、この法律において地方 公共団体の財政の健全性に関する指標の公開や、指標の比率により財政の早期健全化及び財政の再生な どに必要な行財政措置を講じることが義務付けられました。

今回公表する財政健全化等に係る指標は、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費 比率、(4)将来負担比率[(1)から(4)までを健全化判断比率といいます。]、(5)資金不足比率の5つです。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準を超えた場合は「財政健全化計画」を、また、資金不足比率が経営健全化基準を超えた特別会計等については「経営健全化計画」を策定しなければなりません。

令和4年度決算に基づいて算定された、伊佐市の健全化判断比率及び資金不足比率は下表のとおりです。いずれも国が定める基準値を下回る数値となりました。

## 〇 健全化判断比率

(単位:%)

区分	健全化判断 比率①	早期健全化 基準	財政再生 基準		前年度数値	比較 ①-②		
実質赤字比率	_	13. 43	20.00		_	_		
連結実質赤字比率		18. 43	30.00			_		
実質公債費比率	8.8	25. 0	35. 0		8.3	0. 5		
将来負担比率		350.0				_		

- ※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がなかったため、「─」と表示しています。
- ※ 将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、「─」と表示しています。

### 〇 資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準				
水道事業会計	_	20. 0				
農業集落排水事業特別会計	_					

## 【解説】

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」及び「資金不足比率」は、令和4年度一年間の収入から支出を差し引いた金額の標準財政規模(地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模:伊佐市は9,438,681千円)に対する比率です。いずれも赤字の決算とならなかったため、数値がありません。

「実質公債費比率」とは、市税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税措置されるものを除く)に充てられた額の占める割合の3年間(令和2・3・4年度)の平均値をいいます。平成20年度(15.7%)に比較して6.9ポイント改善しています。

この指標が18%以上の団体は、地方債の発行に県の許可が必要となり、25%以上の団体は、一部の単独事業に係る地方債の発行が制限され、さらに、35%以上になると災害復旧事業債等を除くほとんどの地方債の発行が制限されることになります。

ここ数年の単年度の実質公債費比率は、平成30年度は8.36、令和元年度は8.23、令和2年度は8.64、令和3年度は8.32、令和4年度は9.45であり、これまでの財政健全化の取組みの効果もあって国が定める基準値を下回る数値を維持しております。

「将来負担比率」とは、伊佐市の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。一般会計等の借入金(地方債)や公営企業、組合等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言えます。

平成 21 年度の数値が 79.2 であったものが、今回は充当可能財源等の額が将来負担すべき額を上回ったため数値が出ていません。今後も健全な財政運営となるよう努力していく必要があります。

# ◆ 対象となる会計・団体等と比率との関係

一般会計		実質赤字比率				
国民健康保険特別会計						
介護保険特別会計				净	<b>.</b>	
介護サービス特別会計後期高齢者医療特別会計		道 結 実 質		結結	実	
				質	質	将
·····································	<b>答</b> 全不足出	資金不足比率		赤字	公	来
水道事業特別会計		(一)		比率	債	負
農業集落排水事業特別会計		資金不足比率		(—)	費	担
伊佐湧水消防組合		(—)			比率	比率
伊佐北姶良環境管理組合					(8.8)	+
鹿児島県市町村総合事務組合						(—)
姶良•伊佐地区介護保険組合						` ,
鹿児島県後期高齢者医療広域連合						
伊佐北姶良火葬場管理組合						
大口地方卸売市場管理組合						